

第 2 号（令和 8 年 3 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和 8 年 3 月 井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

令和 8 年 3 月 9 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 8 年 3 月 9 日 午前 10 時 00 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 8 年 3 月 9 日 午前 11 時 52 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

不応招議員

なし

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2 番	谷田	健治	7 番	脇本	尚憲
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	小谷	光幸	議 会 書 記	横田	雄大

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

教 育 長	中 田 邦 和
参 与	片 岡 美 佳
理事兼住民福祉課長事務取扱	花 木 秀 章
理事兼こども家庭センター所長事務取扱	堀 忍
安心・安全推進課長	菱 本 嘉 昭
会計管理者・会計課長兼務	岩 村 恭 子
高 齢 福 祉 課 長 ・ 地域包括支援センター所長兼務	坂 井 幸 一 郎
建 設 課 長	辻 井 祐 介
上 下 水 道 課 長	仁 木 崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	林 田 夕 加
学校給食センター所長	梶 田 篤 志
学 校 教 育 課 参 事	北 川 拓 男

参 与	山 之 江 亨
理事兼学校教育課長事務取扱	木 村 恵 理
理事兼税務課長事務取扱	木 田 ゆ か り
総 務 課 長	平 間 克 則
企 画 財 政 課 長	高 江 裕 之
保 健 医 療 課 長	中 谷 誠
保健センター所長	畑 中 博 之
産 業 環 境 課 長	奥 山 英 高
同和・人権政策課長	西 島 豊 広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	寺 井 佳 孝
企 画 財 政 課 参 事	吉 岡 正 博

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 8 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

令和 8 年 3 月 9 日（月）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3 号 井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 3 議案第 4 号 井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 議案第 6 号 井手町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 7 号 井手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 22 号 令和 8 年度井手町一般会計予算
- 第 8 議案第 23 号 令和 8 年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第 9 議案第 24 号 令和 8 年度井手町水道事業会計予算
- 第 10 議案第 25 号 令和 8 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第 26 号 令和 8 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 12 議案第 27 号 令和 8 年度井手町介護保険特別会計予算
- 第 13 議案第 28 号 令和 8 年度井手町下水道事業会計予算
- 第 14 議案第 29 号 令和 8 年度井手町多賀財産区特別会計予算

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和 8 年 3 月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、2 番、谷田健治
議員、7 番、脇本尚憲議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第 2、議案第 3 号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定
の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） それでは、議案第 3 号、井手町印鑑条例の一部を改正す
る条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例改正につきましては、電気通信事業法等の一部改正に伴
い号ずれが生じることから、条例改正を行うものであります。

それでは、2 ページをご覧ください。井手町印鑑条例の一部を改正する条
例新旧対照表であります。

例規ページ数 467、第 15 条、印鑑登録証明書の交付申請の規定であり
まして、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改
正に伴う条文の整備であります。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例
は公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 質問を行います。2023年9月議会で、現条例についてここで審議したことを私、思い出しました。そのときは反対討論をしたのが記憶にあるんですが、新しい条例ができて、それを今回改正するということなんですが、そのときの改正では、井手町のコンビニ、全国どこでもいいんですけども、住民票や印鑑登録証をマイナカードまたはスマホを利用して取れるようになるという条例改正であったというふうに理解しています。

今回、それをさらに改正するということになると思うんですが、前回2023年からこの間、実際に井手町の住民の方がコンビニを利用されてそういう印鑑証明など、住民票も含めて、どれぐらい取得されているのか。数字をお持ちでしたら伺いたいと思います。住民票をコンビニでマイナカードを利用してどれだけ、それからスマホはどれだけ、それから印鑑証明も、マイナンバーカードを利用して、またスマホを利用して、コンビニでどれだけの方が取得されているのか、割合も含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） ただいまのご質問でございます。コンビニ交付に係る件数でございますが、まず、マイナンバーカードかスマホかという区別はこちらでは把握はできません。それを前提でお答えさせていただきます。

令和6年度の数字で申し上げますと、年間で住民票が456件でございます。これは全住民票の割合で申しますと23%になっております。

次に、印鑑登録証明書につきましては264件で、割合で申しますと18%となっております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） それでは、新旧対照表の2ページのところで伺います。新旧対照表の2ページの新の方の第15条の2のところで、下から2行目に、どういう意味か理解しにくいので説明願えたらと思うんですが、移動端末設備用利用者証明用電子証明書という長い文言がありますよね。これは一体何

のことなんでしょうか、伺います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） ただいまのご質問でございます。こちらは書かれていますように、法律の第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書、確かに分かりにくいですが、こちらにつきましては、電気通信事業法に基づき利用者が携帯して無線通信を行う移動する無線局の無線設備という難しい文言なんです、主にはスマートフォンやタブレット端末を指しております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） そうしたら、一般的にはスマートフォンというふうに理解していいと理解するんですけども、これを利用して取るのは従来もできたわけですね。今回、改正によってスマホを利用するのは従来と一緒なんだけど、どこが違うんですか。新たにどういう点が変わるんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 実際の手続等については、何ら変わらないとお聞きしております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） そうしたら、手続が変わらない。ちょっと理解できないんですけども。よく見ますと、右側の新旧対照表と旧の方でどこが違っているか、もう少し見たんですね。そうすると、一番下から3行目、旧の方です。暗証番号その他必要な事項を入力することによって、従来はやっていたんですね。だけど、今回はそこが削除になっているではないですか。だから、暗証番号を入れなくてもいいというふうになるのではないかと僕は思っているんですが、従来と変わらないとおっしゃるんですけど、どうなんですか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 手続につきましては、従来と同じく暗証番号等の入力

必要となっています。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 今回も暗証番号を入れる必要があるんですか。もう一度そこを確認したいです。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 暗証番号については、従来と同じく入力する必要がございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） そうすれば、この新しい条例によりますと、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、これは入っていないとおかしいのと違いますか。そこを削除しているということは、スマホに新たな機能が付け加えられるようになって、暗証番号は要らなくてもできるようにしようというのがこの条例の改正ではないんでしょうか。そこが矛盾するんですけど、いかがですか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 新たな端末などではなくて、手続についてはそのまま入力が必要です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） コンビニのところでやるのに暗証番号の入力が要るんですね。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） はい。コンビニのマルチコピー機に暗証番号を入力してもらうということになります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） そうしたら、従来と変わらないではないですか。条例を

変えているんですけども。最近、スマホで暗証番号を入れなくても、例えば顔認証や指紋など、そういうものでいけるということではないのでしょうか。それで、最初に聞きました移動用端末設備用、これが多分スマホだと思います。その利用者証明用、それを使う人を証明する電子証明書を利用するとなっているでしょう。電子証明書がスマホの中に入って、今ありますよね、カード決済するなど、暗証番号を入れなくても、そういうことで今回変えようということではないのでしょうか。それなら条例を変える必要は全くないではないですか、暗証番号を入れるんだったら。私が間違っていたら間違っていると説明していただけたらいいですが。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 今回の条例改正につきましては、先ほども申し上げましたとおり、法の改正に伴って号ずれが生じることから条例改正を行うものでございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 暗証番号は要るんですね。それは正式な答弁ですね。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） はい、暗証番号の入力は必要です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） ただいま議題となっています議案第 3 号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場から討論いたします。

現在の井手町印鑑条例は、2023 年 9 月議会において改正された条例です。改正されたことにより、印鑑登録証明のコンビニ交付の際に、マイナカ

ードだけでなく、専用アプリを搭載したスマホでも利用できるようになった
ものであります。

マイナカードが発行された当時は、持ち歩きしないで厳重に保管するよう
にも言われていました。持ち歩かないと。それは個人情報の漏えいを防ぐた
めであります。それが今や様々な個人情報がスマホに集約されています。そ
ういう時代になってきています。スマホのシステムがダウンしたり、スマホ
の紛失などを考えると、スマホに個人情報を集約していこうという方針は、
便利さの一方、リスク、危険性も多く伴います。個人情報の管理、便利さ、
これはより安全性を大事に、最優先すべきであります。便利さよりも安全性。
これが個人情報保護の観点からは非常に重要でありますので、今回提案され
ております印鑑条例一部改正については反対いたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第3号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を
採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり
可決されました。

次に、日程第3、議案第4号、井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関
する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第4号、井手町長等の損害賠償責任
の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明
申し上げます。

井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律及び

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、条例に条ずれが生じることから、所要の改正をするものであります。

それでは、２ページをご覧ください。井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数９６７、第１条、趣旨の規定でありまして、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を繰り下げる条文の整備であります。

次に、例規ページ数同じく９６７、第２条、損害賠償責任の一部免責の規定でありまして、地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用条項を繰り下げる条文の整備であります。

それでは、１ページをご覧ください。附則であります。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４号、井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第４号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第５号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第５号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和７年８月の人事院勧告に基づき、令和７年１２月議会において検討を要していたものについて、所要の改正をするものであります。

それでは、２ページをご覧ください。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数１３５３、第９条の２、通勤手当の規定でありまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、交通用具利用者の通勤手当上限額を３万８，７００円から６万６，４００円に引き上げ、現行の６０キロメートル以上までの区分を５キロ刻みで新たに、１００キロメートル以上までの区分を創設する条文の整備であります。

なお、２ページから３ページにかけてのアからスの区分につきましては、新たな区分と合わせまして規則で定めるため、削除するものであります。

それでは、３ページをご覧ください。第３項の規定であります。今回新たに１か月当たり５，０００円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を創設するための条文の整備であります。

それでは、４ページをご覧ください。

第４項から第７項につきましては、先ほどの第３項の新設に伴う規定の整備及び条項を繰り下げる条文の整備であります。

５ページをご覧ください。

例規ページ数１３６１の５８、別表第１、等級別基準職務表でありまして、６０歳到達職員に係る職名を規則で定めるため、職員の職務の級を分類する際における基準となるべき標準的な職務の内容の一部を改正するものであります。

それでは、１ページをご覧ください。一番下、附則であります。この条例は令和８年４月１日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 2 ページの新旧対照表のところなんですが、職員の方で通勤方法、自動車利用や公共交通機関利用といろいろおられるんですけども、その（１）の前項第１号に掲げる職員と書いていますよね。この方はどういう通勤形態をされている方なのか。同じく、第２号に掲げる職員というのはどういう通勤形態をされているのか。いろいろあると思うんです。それについて伺います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまのご質問でございます。例規に記載している内容になりまして分かりづらいかもしれませんが、まず第１号でありますけれども、通勤のために交通機関または有料道路を利用して、その運賃、その料金を負担することを常例とする職員につきまして支給するという、そういう職員が対象ということであります。

ただし、徒歩によって通勤する者につきましては除きますということになりますので、そういう交通機関または有料の道路というところであります。

第２号でございますが、こちらが通勤のために自動車、その他の用具で、規則で定めるものを使用することを常例とする職員。自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるという職員は除くということです。自動車等を使用して通勤する職員というような形でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 2 項の職員の例ですね。例えば、こういうのは２項になるのでしょうか。井手町から結構遠いところに住んでおられて、井手町まで、ＪＲ玉水駅まで京都から利用される。だけど、京都駅から離れたところに住んでいるために、自宅から京都駅まで自家用車で来て、そこに駐車場を借りて、そこからＪＲ奈良線で来られる方というのは第２項に当たるのでしょうか。そう理解してよろしいですか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまのご質問です。そのように理解いただければと思うんですけども、今回の改正につきましては、議員がおっしゃるように、自宅から例えば京都駅まで行く。そこで駐車場を使っていると。そこからＪＲに乗って玉水駅まで来るということで、今まではＪＲ分の通勤手当というところで支給はさせていただいていたんですが、今回は自宅から駅までの距離を自動車を使って、駐車場を使って月幾らか払っているというところについても、上限額が５，０００円となりますが、支給をさせていただく対象となるということでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

２番（谷田健治） もう１点、先ほど距離によって通勤手当が上がりましたね。プラス１００円や２００円など、昨年１２月の議会でね。それが旧の方に載っていると。旧がそれだというふうに理解しているんですが、今回の条例で、アからスについては規則で定めるというふうに答弁があったんですけども、従来からここは規則で定めていたのか、今回新たに条例には載せないで規則で定めるというふうにされたのか。それを伺いたいのと、その理由も伺いたいです。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまのご質問です。これまでからは、今旧にあるように、条例の方でスまでの区分を、６０キロメートル以上までの区分をこちらで規定しておりましたけれども、それを今回６０キロメートル以上の分、６５キロ、７０キロと、１００キロメートル以上までの区分を今回規則で定めるということで、国の法律に伴いましてそういった改正をするということでございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

２番（谷田健治） そうしたら、国の改定だから、井手町だけではなくてほかの自治体も規則で定めて、条例としてはこのアからスは載らないということなんでしょうか。私は載っている方が非常によく分かるふうに思うんです

が、その点はいかがなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） もう一度確認をさせていただきますので、少々お待ちください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 違う駐車料金の件について伺います。

井手町では、昨年度の決算のときだったか、雑収入のところに駐車料金代というのが入っていました。お聞きしたら、1 人月額 5 0 0 円の駐車料金を徴収していると。これは学校も、教育長からそういうふうにお伺いしたんですけども、町職員の方が勤めておられる勤務場所はたくさんありますよね、給食センターなどいろいろね。保育園もそうですが、どの範囲の職員の方まで 5 0 0 円。今度 5 0 0 円、駐車料金、しないといけないわけですから、町としてはね。どの範囲の職域で駐車料金を徴収しているのか。

それと、職員の皆さんの中にはいろいろ職務がありますよね。パートでおられる方や常勤の方など。学校で言えば府費の職員の方もおられるし、町単費、さらに学校で言えば、長い時間ボランティアで来てもらっている人もいます。その辺りの基準というのは、5 0 0 円集めておられるんですけども、どういうふうになっていますか。そういう条例化、規則というものが存在するんでしょうか。それについて伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） まず、職域の範囲ですけども、こちらにつきましては、一般職員、特別職員、そして会計年度任用職員も含めて徴収はさせていただいております。

その基準なんですけども、基本的には駐車場を利用する、車を止めるということでありましたら頂いているというところがございますけども、細かい基準につきまして、本町も規定で定めておりますので、確認はさせていただきます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） お待たせしてしまい申し訳ございません。答弁が前後するんですが、先ほどの規則で定めるのがどういったところかということなんですけども、先ほどご答弁させていただきましたとおり、国が規則で定めるというふうになってございますので、今回国に倣って、本町では規則で定めるという形で提案させてもらっています。おっしゃるように、国に倣わずに、もしかしたら条例で定めるような自治体も出てくる可能性はあるかとは思いますが、本町では国に倣って規則で定めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員、よろしいですか。

2 番（谷田健治） はい。

議長（奥田俊夫） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 29 分

再開 午前 10 時 31 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 貴重な時間を頂きまして申し訳ございません。

駐車場に係る利用に関する基準みたいなものがあるんですけども、本町は駐車場の利用規定というのを定めておりまして、そちらの方で、先ほどのご答弁で1個誤りがありましたので訂正させていただきたいんですけども、徴収している職員につきましては、一般職員と会計年度任用職員となります。ですので、特別職はございません。基本的には、駐車場に自動車を駐めるということになりましたら徴収をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） そうしたら、駐車場の件は今答弁いただいたんですが、今度、支給の方に移るんですけども、井手町の駐車場を利用して徴収して、一般職員と会計年度任用職員の方は徴収した分をまた今度返すわけですか。

5,000円限度だから500円になるんですけども、返すんですけども、予算特別委員会でまたやればいいのかと思っているんですけども、見積りとして現在、どれぐらいの方がその対象になるのでしょうか。駐車料金としてのそれを通勤費と考え人事院勧告に基づいて返す、支給する方はどれぐらいおられますか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 対象となる人数ということで、今、令和7年度ベースで駐車場利用料として徴収させていただいている方で考えますと、いわゆる正規職員で38人、会計年度任用職員で57人というような形になっています。

1点ご答弁をさせていただきたいのが、通勤手当でございますので、今、駐車場代を払っている職員皆さんに500円徴収させていただいていますけれども、それを支給させてもらうということではなくて、あくまでも今通勤手当として出ている職員が対象となるということでございますので、2キロメートル未満の方が駐車場を利用いただいて500円徴収させていただいていますけれども、その方については対象とはならないということでご理解いただければと思います。

それでいきますと、金額的には、年間で大体約70万円程度かというふうに想定はしているところです。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第６号、井手町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第６号、井手町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定める。
なお、今回、職員がやむを得ず熊やイノシシ等の有害鳥獣の処理作業に従事する場合においても、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をするものであります。

それでは、２ページをご覧ください。井手町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数１５７７、第２条、特殊勤務手当の種類の規定でありまして、第２条第１項第１号中の文言を整理するとともに、第３号に有害鳥獣処理作業に従事する職員の特殊勤務手当を新設する条文の整備であります。

その下、例規ページ数同じく１５７７、第３条、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の規定でありまして、こちらにつきましても条文の整備であります。

その下、第５条、有害鳥獣処理作業に従事する職員の特殊勤務手当の規定でありまして、今回新たに有害鳥獣の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給するための条文の整備であります。

３ページをご覧ください。

例規ページ数、同じく１５７７、第６条、支給方法の規定でありまして、先ほどの第５条、有害鳥獣処理作業に従事する職員の特殊勤務手当の新設に伴いまして、第５条を第６条に繰り下げる条文の整備であります。

それでは、１ページをご覧ください。附則であります。この条例は令和８年４月１日から施行する。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　特殊勤務手当ですので、危険な作業など、そういうものに対して出されるものだというふうに理解しています。それで、具体的な例で伺いたいんですけども、例えば、猿が家の周りから離れないという状況があるわけですね。そういうときに以前、電話したら、エアガンを持って追い払いに来ていただいたんです。そういう来ていただいたことに対して特殊勤務手当の対象となるのかどうかです。なるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　ただいまのご質問にお答えいたします。

猿が家の周りなどにいて、逃がすためにエアガンなどを撃つという作業につきましては、今回、条例でご提案させていただきますのは、処理であったり捕獲といった作業になりますので、そちらについては対象にはなっていないというふうでございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　その件は分かりました。

あと 1 点、私の家の近くで、1 か月も前ではないんですが、農家の方がおりを借りてアライグマが捕獲されました。それでそれを処分してもらうために連絡を取ったら、すぐに 2 名の方が来ていただいて、おりから捕獲専用のところに移し替えて、それを運んでいって多分処分されていると思うんですが、そういう場合、捕獲は農家の方がされたので捕獲ではないと思うんですが、運搬については役場の職員の方がされております。処分というところで、こういう有害鳥獣の場合の処分というのは、埋めるというやり方、焼却、それから資源化。資源化というのは多分ジビエなどだと思うんですが、そういうことを処分というんですけども、例えばアライグマの場合、運搬して帰ってもらったんですが、それは役場の中で処分されているのか、それとも違う

ところで処分されているのか。そうすると、運搬は多分特殊勤務手当で出ると思うんですが、役場の中で処分されていたらまたプラスされるのか。役場ではそういうことはしていないんだったら、これは運搬だけだというふうに、その辺の処分、捕獲処分、運搬などをもう少し明確に伺いたいんですが。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ただいまのアライグマの処分に係る手続ですけれども、議員がご指摘のとおり、アライグマが捕まったということでご連絡を受けましたら、我々の職員が取りに行かせていただきます。移し替えた後、一旦役場の方に、環境センターですけれども、持ち帰りまして、アライグマにつきましては安楽死処理になりますので、そちらの処分まで行います。実際問題は、そこから冷凍保存をしておきまして、頃合いを見まして、そのまま城南衛生管理組合の方で火葬するという形の手続になっておりますので、持ち帰りまして安楽死作業が処分ということの一部になるかと思っておりますので、そこまでの一連の手続は町でやっておりますので、対象になるのかと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 2 名で来られていたので、各人に対する特殊勤務手当が出るということで理解してよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） そのように理解いただければと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 特殊勤務手当が出るということは私も賛成の立場なんです、ちょっと感じたことだけです。実際に来ていただいて、アライグマの場合は見えて非常に危険でした。移し替えるところになかなかうまく入らないというか、ひっかく、おり自体もアライグマの手が出るというか、一部爪などが出ますので。そのときに思ったのは、職員の方がこういう特殊勤務手当が出るような仕事をされるときは、やっぱり安全面でもう少し手袋など、皮の手袋というか、そういうものも準備されて、これは本当に職員の労働安

全衛生法にも関わることでありますから、そういうことをもう少し役場として配慮していただけたら、職員の方も安心してできるのではないかと。スズメバチのときは防護服を着てされるわけですね。それと同じように、動物といっても非常に凶暴なので、私も怖いなと思ったので、そのことをぜひ改善していただけたら、職員の方にとってもいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上要望です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第6号、井手町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第7号、井手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第7号、井手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、ふるさと応援基金を活用した子育て・教育環境のさらなる充実を進めるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをご覧ください。井手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 1717、第2条、事業の区分の規定でありまして、今回、4号を5号に繰り下げ、新たに4号に子育て・教育環境充実に係る事業を追加する条文の整備であります。

それでは、1ページをご覧ください。附則であります。この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2ページです。ふるさと応援基金を活用して、新たに子育て・教育環境充実に係る事業を入れるというふうに理解するんですが、具体的にこういう事業に活用したいという想定されているような事業があるでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） これまでの事業区分の方でございますが、これまでの事業区分というのが、自然・環境保全に関する事業、また歴史・文化継承に関する事業、安心・安全まちづくりに関する事業、そして4号がその他、ふるさとの活性化に関する事業という事業区分になってございまして、これまで令和7年度でありましても、子育て関連施設等への図書、絵本等の購入をやっておりまして、これは今その他のふるさとの活性化に関する事業で行っております。

今後、令和7年度上げている子育て関連施設等への図書、絵本の充実以外にも、例えば学校や保育園の備品の購入など、そういったものを、採択に当たりましてはふるさと納税の検討委員会というのを開催しておりまして、そこでもご意見を頂いておりますけど、委員会の中でも子育てや教育にもっと使っていくべきというご意見も頂いておりまして、今回改正することによって、そこにお金がかもしもご寄附を頂ければ、よりいろんなことに使えるかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第7号、井手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。11時まで。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第7、議案第22号、令和8年度井手町一般会計予算から、日程第14、議案第29号、令和8年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第22号、令和8年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第22号、令和8年度井手町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和8年度井手町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ52億8,100万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債の規定でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率

及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、8ページをご覧ください。第2表地方債であります。

起債の目的、1目総務施設整備事業債、限度額400万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2目農林施設整備事業債、限度額1,800万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

3目商工施設整備事業債、限度額2,360万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

4目土木施設整備事業債、限度額1億9,360万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

5目消防防災施設等整備事業債、限度額5,390万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

6目教育施設整備事業債、限度額5,100万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

総括の歳入であります。1款町税、本年度予算額10億1,366万2,000円、比較5,474万5,000円であります。

2款地方譲与税、本年度予算額2,800万円、比較ゼロであります。

３款利子割交付金、本年度予算額２００万円、比較１４０万円であります。

４款配当割交付金、本年度予算額１，１００万円、比較３００万円であります。

５款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額１，４００万円、比較１００万円であります。

６款法人事業税交付金、本年度予算額２，２００万円、比較２００万円あります。

７款地方消費税交付金、本年度予算額２億１，９００万円、比較２，３００万円あります。

８款環境性能割交付金、本年度予算額８０万円、比較５２０万円の減であります。

９款地方特例交付金、本年度予算額１，１００万円、比較５８０万円あります。

１０款地方交付税、本年度予算額１８億円、比較ゼロであります。

１１款交通安全対策特別交付金、本年度予算額４０万円、比較ゼロであります。

１２款分担金及び負担金、本年度予算額９５０万７，０００円、比較２２万２万７，０００円あります。

１３款使用料及び手数料、本年度予算額３，９６６万円、比較６８万９，０００円の減であります。

１４款国庫支出金、本年度予算額６億３，９８５万円、比較９，４３２万９，０００円の減であります。

１５款府支出金、本年度予算額２億６，０２０万２，０００円、比較２，７１０万２，０００円の減であります。

１６款財産収入、本年度予算額３，７３２万２，０００円、比較１，０８３万４，０００円あります。

１７款寄附金、本年度予算額８，０００円、比較ゼロであります。

１８款繰入金、本年度予算額８億６２３万円、比較１，７１６万３，０００円の減であります。

１９款繰越金、本年度予算額５００万円、比較ゼロであります。

２０款諸収入、本年度予算額１，７２５万９，０００円、比較７万８，０００円あります。

２１款町債、本年度予算額３億４，４１０万円、比較８，７６０万円の減であります。

自動車取得税交付金、本年度予算額ゼロ、１，０００円の減であります。

以上、歳入合計、本年度予算額５２億８，１００万円、比較１億２，８００万円の減であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。１款議会費、本年度予算額６，９６３万４，０００円、比較７４万円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の６，９６３万４，０００円であります。

２款総務費、本年度予算額１２億１，６０５万８，０００円、比較１，９０３万円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の９，２９６万３，０００円、地方債の４００万円、その他の６，２７２万３，０００円、一般財源の１０億５，６３７万２，０００円であります。

３款民生費、本年度予算額１３億８，８２６万４，０００円、比較４，１２９万５，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の４億１，４１６万４，０００円、その他の１，６０２万５，０００円、一般財源の９億５，８０７万５，０００円であります。

４款衛生費、本年度予算額４億２，５６７万７，０００円、比較３，３１７万４，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２，９２４万２，０００円、その他の７９５万６，０００円、一般財源の３億８，８４７万９，０００円であります。

５款労働費、本年度予算額１，０００円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の１，０００円であります。

６款農林水産業費、本年度予算額１億５４３万９，０００円、比較１１４万８，０００円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２，３９２万１，０００円、地方債の１，８００万円、その他の１６６万９，０００円、一般財源の６，１８４万９，０００円であります。

７款商工費、本年度予算額７，４５０万４，０００円、比較７８４万３，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の８４２万３，０００円、地方債の２，３６０万円、その他の１０万１，０００円、一般財源の４，２３８万円であります。

８款土木費、本年度予算額７億６，０１８万７，０００円、比較９，９２

6万9,000円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の2億8,816万9,000円、地方債の1億9,360万円、その他の1億32万6,000円、一般財源の1億7,809万2,000円であります。

9款消防費、本年度予算額2億9,562万4,000円、比較8,865万4,000円の減、財源内訳といたしまして、地方債の5,390万円、その他の100万円、一般財源の2億4,072万4,000円であります。

10款教育費、本年度予算額5億1,515万7,000円、比較6,579万円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の3,599万1,000円、地方債の5,100万円、その他の1,567万2,000円、一般財源の4億1,249万4,000円であります。

11款災害復旧費、本年度予算額372万1,000円、比較68万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の372万1,000円であります。

12款公債費、本年度予算額4億1,923万4,000円、比較6,363万1,000円、財源内訳といたしまして、その他の4億円、一般財源の1,923万4,000円であります。

13款予備費、本年度予算額750万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の750万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額52億8,100万円、比較1億2,800万円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の8億9,287万3,000円、地方債の3億4,410万円、その他の6億547万2,000円、一般財源の34億3,855万5,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、主な事業についてご説明申し上げます。

令和8年度予算参考諸表の5ページをお開き願います。なお、末尾に工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、庁舎駐輪場増設、事業費400万円、財源内訳としまして、地方債の400万円、事業の概要としまして、庁舎駐輪場増設

一式であります。

事業名、公用車購入、事業費 207 万 9,000 円、財源内訳としまして、一般財源の 207 万 9,000 円、事業の概要としまして、1 台であります。

図対象番号②、事業名、防犯カメラ整備、事業費 300 万円、財源内訳としまして、一般財源の 300 万円、事業の概要としまして、4 台であります。

事業名、J R 奈良線高速化・複線化第二期事業、事業費 1,303 万円、財源内訳としまして、その他の 1,303 万円、事業の概要としまして、第二期事業市町補助金であります。

図対象番号③、事業名、片原山林道改良、事業費 3,880 万円、財源内訳としまして、国支出金の 1,000 万円、地方債の 1,800 万円、一般財源の 1,080 万円、事業の概要としまして、片原山林道舗装改良工事であります。

事業名、放置竹林対策、事業費 141 万円、財源内訳としまして、府支出金の 141 万円、事業の概要としまして、ウッドチップ購入であります。

図対象番号④、事業名、まちづくり協働加工施設整備、事業費 1,910 万円、財源内訳としまして、地方債の 1,910 万円、事業の概要としまして、自然休養村管理センター施設整備であります。

図対象番号⑤、事業名、デジタル技術活用観光案内整備、事業費 1,000 万円、財源内訳としまして、国支出金の 500 万円、地方債の 450 万円、一般財源の 50 万円、事業の概要としまして、3 か所（各駅、玉川さくら公園）であります。

図対象番号⑥、事業名、町道 29 号線道路改良、事業費 1 億 9,500 万円、財源内訳としまして、国支出金の 1 億 1,446 万 3,000 円、地方債の 7,200 万円、その他の 853 万 7,000 円、事業の概要としまして、延長 400 メートル、排水構造物工であります。

図対象番号⑦、事業名、町道 12 号線他道路改良、事業費 1 億 8,000 万円、財源内訳としまして、国支出金の 8,000 万円、地方債の 7,200 万円、その他の 2,800 万円、事業の概要としまして、国道バイパスアクセス道路整備であります。

図対象番号⑧、事業名、町道 24 号線他道路改良、事業費 4,100 万円、財源内訳としまして、国支出金の 2,193 万 5,000 円、地方債の

1, 710万円、その他の196万5,000円、事業の概要としまして、延長760メートルであります。

図対象番号⑨、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費3,000万円、財源内訳としまして、国支出金の1,765万5,000円、その他の1,234万5,000円、事業の概要としまして、点検2橋であります。

図対象番号⑩、事業名、下排水路改修、事業費3,250万円、財源内訳としまして、地方債の3,250万円、事業の概要としまして、3か所(里、辻垣内、道心田)であります。

図対象番号⑪、事業名、町営住宅改修、事業費1,320万円、財源内訳としまして、一般財源の1,320万円、事業の概要としまして、空き家改修4戸であります。

図対象番号⑫、事業名、町営住宅傾斜屋根改修、事業費4,400万円、財源内訳としまして、国支出金の2,200万円、一般財源の2,200万円、事業の概要としまして、簡二16戸であります。

図対象番号⑬、事業名、町営住宅受水槽改修、事業費2,530万円、財源内訳としまして、国支出金の1,265万円、一般財源の1,265万円、事業の概要としまして、2か所(北団地1号棟、南団地1号棟)であります。

図対象番号⑭、事業名、防災倉庫整備、事業費1,600万円、財源内訳としまして、地方債の1,600万円、事業の概要としまして、2か所であります。

図対象番号⑮、事業名、多賀小学校外壁改修、事業費6,400万円、財源内訳としまして、国支出金の2,070万7,000円、地方債の3,530万円、その他の799万3,000円、事業の概要としまして、教室棟外壁改修であります。

図対象番号⑯、事業名、泉ヶ丘中学校空調整備、事業費1,750万円、財源内訳としまして、地方債の1,570万円、その他の180万円、事業の概要としまして、南校舎多目的室3教室であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) 次に、議案第23号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第 23 号、令和 8 年度井手町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 8 年度井手町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 7, 881 万 7, 000 円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 2 条、一時借入金の規定であります。地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2 億円と定める。

第 3 条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5 ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1 款国民健康保険税、本年度予算額 1 億 2, 955 万 7, 000 円、比較 437 万 9, 000 円であります。

2 款使用料及び手数料、本年度予算額 24 万円、比較ゼロであります。

3 款府支出金、本年度予算額 7 億 7, 291 万 2, 000 円、比較 423 万 3, 000 円の減であります。

4 款財産収入、本年度予算額 65 万 8, 000 円、比較 20 万 5, 000 円であります。

5 款繰入金、本年度予算額 7, 104 万 7, 000 円、比較 324 万 4, 000 円の減であります。

6 款繰越金、本年度予算額 1, 000 円、比較ゼロであります。

7 款諸収入、本年度予算額 440 万 2, 000 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 9 億 7, 881 万 7, 000 円、比較 289 万 3, 000 円の減であります。

6 ページをご覧ください。

歳出であります。１款総務費、本年度予算額８４９万９，０００円、比較４６万円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の８４９万９，０００円であります。

２款保険給付費、本年度予算額７億２，０７６万９，０００円、比較２５０万１，０００円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の７億１，２０７万１，０００円、一般財源の８６９万８，０００円であります。

３款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額２億１，６１０万４，０００円、比較１３１万６，０００円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の５，０３９万６，０００円、一般財源の１億６，５７０万８，０００円であります。

４款保健事業費、本年度予算額２，９３９万４，０００円、比較１２５万９，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１，０４４万５，０００円、一般財源の１，８９４万９，０００円であります。

５款公債費、本年度予算額２５万円、比較１２万５，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の２５万円であります。

６款諸支出金、本年度予算額１８０万１，０００円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の１８０万１，０００円であります。

７款予備費、本年度予算額２００万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の２００万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額９億７，８８１万７，０００円、比較２８９万３，０００円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の７億７，２９１万２，０００円、一般財源の２億５９０万５，０００円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第２４号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第２４号、令和８年度井手町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第１条、総則の規定であります。令和８年度井手町水道事業会計の予算は次に、定めるところによる。

第２条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は、次のとおりと

する。

1号、給水戸数2,044戸。2号、年間総給水量70万4,450立方メートル。3号、1日平均給水量1,930立方メートル。4号、主要な建設改良事業、配水設備事業。

第3条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。1款水道事業収益1億3,462万5,000円、第1項営業収益9,010万円、第2項営業外収益4,452万4,000円、第3項特別利益1,000円。

次に、支出であります。1款水道事業費用1億6,600万2,000円、第1項、営業費用1億5,489万1,000円、第2項、営業外費用910万9,000円、第3項、特別損失2,000円、第4項、予備費200万円。

次のページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,947万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額402万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,544万8,000円で補てんするものとする）。

収入であります。1款資本的収入3,460万2,000円、第1項企業債3,360万円、第2項分担金100万円、第3項寄附金1,000円、第4項その他資本的収入1,000円。

次に、支出であります。1款資本的支出5,407万8,000円、第1項建設改良費4,559万9,000円、第2項企業債償還金847万8,000円、第3項その他資本的支出1,000円。

第5条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債、限度額3,360万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後

においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、40年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。

第6条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。2号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,150万6,000円。

第9条、他会計からの補助金の規定であります。水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は1,833万円である。

第10条、たな卸資産購入限度額の規定であります。たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、令和8年度井手町水道事業会計予算に計上した事業の概要につきましてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、石綿管布設替工事、事業費2,700万円、財源内訳といたしまして、地方債の2,400万円、一般財源の300万円。事業の概要といたしまして、延長170メートルであります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第２５号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第２５号、令和８年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和８年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４，６９３万８，０００円と定める。２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第２条、一時借入金の規定であります。地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は２，０００万円と定める。

第３条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、５ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。１款分担金及び負担金、本年度予算額１８万８，０００円、比較１８万９，０００円の減であります。

２款使用料及び手数料、本年度予算額２，６４４万円、比較３７１万５，０００円の減であります。

３款財産収入、本年度予算額１９万２，０００円、比較１０万９，０００円。

４款寄附金、本年度予算額１，０００円、比較ゼロであります。

５款繰入金、本年度予算額２，０１１万４，０００円、比較８９２万７，０００円であります。

６款繰越金、本年度予算額１，０００円、比較ゼロであります。

７款諸収入、本年度予算額２，０００円、比較ゼロであります。

８款町債、本年度予算額ゼロ、比較３，０００万円の減であります。

以上、歳入合計、本年度予算額 4, 6 9 3 万 8, 0 0 0 円、比較 2, 4 8 6 万 8, 0 0 0 円の減であります。

次のページをご覧ください。

次に、歳出であります。1 款業務費、本年度予算額 3, 6 2 7 万 7, 0 0 0 円、比較 4 5 6 万 5, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 6 2 万 5, 0 0 0 円、一般財源の 3, 5 6 5 万 2, 0 0 0 円であります。

2 款事業費、本年度予算額 3 5 万円、比較 3, 0 0 0 万円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の 3 5 万円であります。

3 款公債費、本年度予算額 9 3 1 万 1, 0 0 0 円、比較 5 6 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 1 5 4 万 8, 0 0 0 円、一般財源の 7 7 6 万 3, 0 0 0 円であります。

4 款予備費、本年度予算額 1 0 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 0 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 4, 6 9 3 万 8, 0 0 0 円、比較 2, 4 8 6 万 8, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 2 1 7 万 3, 0 0 0 円、一般財源の 4, 4 7 6 万 5, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第 2 6 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第 2 6 号、令和 8 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 8 年度井手町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 5, 6 5 2 万 6, 0 0 0 円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

それでは、4 ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1 款保険料、本年度予算額 1 億 1, 3 7 6 万 3, 0 0 0 円、比較 5 6 1 万 6, 0 0 0 円の減であります。

２款使用料及び手数料、本年度予算額２万４，０００円、比較ゼロであります。

３款繰入金、本年度予算額４，２５１万４，０００円、比較３１３万４，０００円であります。

４款繰越金、本年度予算額１，０００円、比較ゼロであります。

５款諸収入、本年度予算額２２万４，０００円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額１億５，６５２万６，０００円、比較２４８万２，０００円の減であります。

５ページをご覧ください。

歳出であります。１款総務費、本年度予算額２３３万２，０００円、比較４万４，０００円、財源内訳といたしまして、その他の２万４，０００円、一般財源の２３０万８，０００円であります。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額１億５，３８８万４，０００円、比較２５２万６，０００円の減、財源内訳といたしまして、その他の１億１，３７７万４，０００円、一般財源の４，０１１万円あります。

３款諸支出金、本年度予算額２１万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の２１万円あります。

４款予備費、本年度予算額１０万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の１０万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額１億５，６５２万６，０００円、比較２４８万２，０００円の減、財源内訳といたしまして、その他の１億１，４００万８，０００円、一般財源の４，２５１万８，０００円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第２７号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第２７号、令和８年度井手町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和８年度井手町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１０億９，９４０万３，０００円と定める。２項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ８６０万１，

０００円と定める。３項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第２条、一時借入金の規定であります。地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は５，０００万円と定める。

第３条、歳入歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、５ページをお開きください。保険事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。１款保険料、本年度予算額１億７，８９５万１，０００円、比較５４４万２，０００円であります。

２款使用料及び手数料、本年度予算額４万３，０００円、比較ゼロであります。

３款国庫支出金、本年度予算額２億７，７８２万９，０００円、比較２，０７９万６，０００円であります。

４款支払基金交付金、本年度予算額２億７，７７０万１，０００円、比較１，８２３万１，０００円であります。

５款府支出金、本年度予算額１億５，１８３万３，０００円、比較１，１３５万４，０００円であります。

６款財産収入、本年度予算額１２万２，０００円、比較３万１，０００円であります。

７款繰入金、本年度予算額２億１，２９１万７，０００円、比較１，３３０万９，０００円であります。

８款繰越金、本年度予算額１，０００円、比較ゼロであります。

９款諸収入、本年度予算額６，０００円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額１０億９，９４０万３，０００円、比較６，９１６万３，０００円であります。

次に、６ページをご覧ください。

歳出であります。１款総務費、本年度予算額２，２４６万７，０００円、

比較 6 6 2 万 6 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 4 万 3 , 0 0 0 円、一般財源の 2 , 2 4 2 万 4 , 0 0 0 円であります。

2 款保険給付費、本年度予算額 1 0 億 1 7 7 万 6 , 0 0 0 円、比較 6 , 6 8 6 万 4 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4 億 1 , 0 6 6 万 7 , 0 0 0 円、その他の 4 億 5 , 4 6 5 万 7 , 0 0 0 円、一般財源の 1 億 3 , 6 4 5 万 2 , 0 0 0 円であります。

3 款地域支援事業費、本年度予算額 7 , 4 0 0 万 6 , 0 0 0 円、比較 4 3 6 万 8 , 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 , 8 9 9 万 5 , 0 0 0 円、その他の 2 , 2 9 9 万 5 , 0 0 0 円、一般財源の 3 , 2 0 1 万 6 , 0 0 0 円であります。

4 款基金積立金、本年度予算額 1 2 万 2 , 0 0 0 円、比較 3 万 1 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 1 2 万 2 , 0 0 0 円であります。

5 款公債費、本年度予算額 2 万 1 , 0 0 0 円、比較 1 万円、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 万 1 , 0 0 0 円であります。

6 款諸支出金、本年度予算額 1 万 1 , 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 万 1 , 0 0 0 円であります。

7 款予備費、本年度予算額 1 0 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 0 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 1 0 億 9 , 9 4 0 万 3 , 0 0 0 円、比較 6 , 9 1 6 万 3 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4 億 2 , 9 6 6 万 2 , 0 0 0 円、その他の 4 億 7 , 7 8 1 万 7 , 0 0 0 円、一般財源の 1 億 9 , 1 9 2 万 4 , 0 0 0 円であります。

次に、2 0 ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1 款サービス収入、本年度予算額 2 6 0 万円、比較 3 0 万円であります。

2 款繰越金、本年度予算額 6 0 0 万円、比較ゼロであります。

3 款諸収入、本年度予算額 1 , 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 8 6 0 万 1 , 0 0 0 円、比較 3 0 万円であります。

次に、2 1 ページをご覧ください。

歳入であります。1 款サービス事業費、本年度予算額 2 6 0 万円、比較 3

0万円、財源内訳といたしまして、その他の260万円であります。

2款諸支出金、本年度予算額600万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の600万円であります。

3款予備費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額860万1,000円、比較30万円、財源内訳といたしまして、その他の260万円、一般財源の600万1,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第28号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第28号、令和8年度井手町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和8年度井手町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は次のとおりとする。

1号、処理区域面積212ヘクタール。2号、処理区域内人口6,814人。3号、年間総処理水量137万1,000立方メートル。4号、1日平均処理水量3,756立方メートル。5号、主要な建設改良事業、面整備事業、改築更新事業。

第3条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。1款下水道事業収益3億9,685万7,000円、第1項営業収益1億5,787万5,000円、第2項営業外収益2億3,898万2,000円。

次に、支出であります。1款下水道事業費用3億9,785万7,000円、第1項営業費用3億6,457万5,000円、第2項営業外費用3,228万2,000円、第3項予備費100万円。

次のページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の規定であり

ます。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億２０１万１，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１９７万２，０００円、過年度分損益勘定留保資金１，８６７万５，０００円、当年度分損益勘定留保資金８，１３６万４，０００円で補てんするものとする）。

収入であります。１款資本的収入２億４１万８，０００円、第１項企業債８，５８０万円、第２項他会計負担金５，７１１万８，０００円、第３項補助金５，７５０万円。

次に、支出であります。１款資本的支出３億２４２万９，０００円、第１項建設改良費１億３，６３７万８，０００円、第２項企業債償還金１億６，６０５万１，０００円。

第５条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業債、限度額８，５８０万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額１００円につき９９円５０銭以上とする。利率８．０％以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、４０ヶ年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。第６条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は１億円と定める。

第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。２号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第８条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金

額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,760万1,000円。

第9条、他会計からの補助金の規定であります。下水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億408万7,000円である。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、令和8年度井手町下水道事業会計予算に計上した事業の概要につきましてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、改築更新事業、事業費2,300万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金1,000万円、地方債の1,300万円、事業の概要といたしまして、マンホール蓋取替75か所であります。

図対象番号②、事業名、面整備事業、事業費2,000万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の750万円、地方債の1,250万円、事業の概要といたしまして、二本松地区、延長134メートルであります。

図対象番号③、事業名、合藪ポンプ場設備改修等事業、事業費6,000万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の3,000万円、地方債の3,000万円、事業の概要といたしまして、耐震補強工事他一式であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第29号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第29号、令和8年度井手町多賀財産区特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和8年度井手町の多賀財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ341万7,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款財産収入、本年度予算額36万4,000円、比較1,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2,000円、比較ゼロであります。

3款寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

4款繰入金、本年度予算額284万8,000円、比較12万円であります。

5款繰越金、本年度予算額20万円、比較ゼロであります。

6款諸収入、本年度予算額2,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額341万7,000円、比較12万1,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額255万7,000円、比較7万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の255万7,000円あります。

2款衛生費、本年度予算額72万1,000円、比較3万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の72万1,000円あります。

3款諸支出金、本年度予算額3万9,000円、比較1万3,000円、財源内訳といたしまして、その他の3万9,000円あります。

4款予備費、本年度予算額10万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の10万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額341万7,000円、比較12万1,000円、財源内訳といたしまして、その他の3万9,000円、一般財源の337万8,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　ここで、先ほどの一般会計予算の予算参考諸表の関係で、修正したい旨の申出がありますので、これを許したいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 誠に貴重なお時間を頂きまして申し訳ございません。

先ほど説明をさせていただきました予算参考諸表の中の工事箇所図で訂正の方をお願いさせていただきたく、取り急ぎお時間を頂いております。

こちらの参考諸表の５ページをご覧くださいと思います。図面対象番号９番、橋梁長寿命化事業の関係でございまして、今回こちらの方に普通建設事業として上げるに当たりまして最終に入れたものでございまして、図面の方のこちらが、実は９番が抜けております。ですから、今回９番以降１５番までが１個ずつずれるということで、新たにこの図面対象番号に合ったものを直ちに編さんしまして、後日になると思いますけれども正しいものをお手元にお届けするようにさせていただきますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いしたいと思います。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本８件については、議員全員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、日程第７、議案第２２号、令和８年度井手町一般会計予算から、日程第１４、議案第２９号、令和８年度井手町多賀財産区特別会計予算までの８件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第６条第４項の規定によって、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選いた

だき、議長まで報告願います。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午前 11 時 52 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に予算特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には岡田久雄議員、副委員長には脇本尚憲議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は 3 月 18 日午前 10 時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 52 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 谷 田 健 治

署名議員 脇 本 尚 憲